第 18 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時:令和2年8月4日(火) 15:00~ 場所:長野県庁本庁舎3階 特別会議室

次 第

議題

1 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルの基準の修正について

2 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルの引き上げについて

3 その他

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル(修正案)

令和2年8月4日 新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分(感染警戒レベル)により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に 見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

原則として、広域圏(保健所管轄)単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、圏域内の感染状況を総合的に勘案し、各段階の判断を行う。

【圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準】

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態

(県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定(推定)できている事例のみの場合)

域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が不明の事例が発生
- ② 濃厚接触者が特定できない事例が発生
- ③ 単発的なクラスターの発生
- ※ただし、①、②及び③に該当する事例(以下「対象事例」という。)の発生が確定した場合であっても、後述のとおり更なる感染拡大のおそれがないと判断される場合は、レベルの引き上げを行わない。

域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生(概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に 満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする)
- ② クラスターが複数発生

○ 圏域の感染警戒レベル引き上げの運用について(Level 1 から Level 2 への引き上げ)

- (1)対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合においては、1週間を限度として感染経路又は 濃厚接触者の特定のための調査の状況を確認することとする。ただし、この期間内に同じ圏域内でさら に対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合は、その時点で直ちにレベルの引き上げを行う。
- (2) 調査が終了し、対象事例であることが確定した場合は原則としてレベルの引き上げを行うが、上記の 調査の状況を確認する期間内に同一圏域内で感染事例が発生しなかったとき、及び感染事例は発生した が感染経路及び濃厚接触者が全て特定され、更なる感染拡大のおそれがないと判断されるときは、レベ ルの引き上げを行わない。

3 全県のレベルについて

【考え方】

- 全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数のほか、感染経路不明者の割合、入院者/受入可能病床数の割合、重症者数、圏域ごとのLevel 2 又はLevel 3 の圏域数等の指標を重要指標として常にモニタリングする。
- 感染警戒レベルは、Level 1 から Level 6 までを設定することとし、Level 1 から Level 5 までの引き上 げの目安となる基準は下表のとおりとする。また、国による当県を対象とした緊急事態宣言が発令された 場合は、これらの指標によらず Level 6 とする。
- 引上げに当たっては、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、県専門家懇談会に諮って決定する。なお、各圏域の状況等からすべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域の引上げとする。

【レベルの引き上げの目安となる基準】(全県の数値が目安となる基準を上回った場合に、全県又は一部の圏域のレベル引き上げを検討する)

		Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値	参考		
レベルの基準 となる指標	Level 2 の基準値				本県 (4月上旬)	本県 (ピーク 値)	7都府県 (4/1~7)
直近1週間の 人口10万人当 たり 新規感染者数 (人)	0.4人 ※1	1.2人	2.5人	5. 0 人 ※2	0.5 (4月第1 週, 2週平均)	1. 178 (4/1~14)	MAX: 5. 007 (東京都) MIN: 1. 454 (兵庫県)

- ※1 その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれが少ない場合は除く。
- ※2 5.0 人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に 捉われず必要な時期にレベル上げを行うことがある。

T = 5 U.S. 5		参 考			
モニタリング していく指標	注視すべき値	本県	本県	7都府県	
していく知信		(4月上旬)	(ピーク値)	$(4/1\sim7)$	
直近1週間の感染経 路不明者の割(%)	2週連続で上昇傾向にあ るか注視	0 % (3/30~4/5)	25% $(3/23\sim29,$ $4/27\sim5/3)$	ほぼ半数以上	
入院者/受入可能病 床数の割合(%)	"	11 % (25/227 床) (4/10)	17 % (51/300 床) (4/24)	MAX:120 % (大阪府) MIN:33 % (神奈川県)	
重症者数	"	0 人	$3 \land (4/20 \cdot 4/21 \cdot 4/24 \sim 4/27 \cdot 4/29 \cdot 4/30)$	_	
圏域ごとの Level 2 or 3 の圏域数	3圏域以上になっていないか注視 (圏域ごとの人口比率も 考慮する)	2 (4/13~22)	3 (4/23~27)	_	

4 感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染者が発生してから 14 日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。また、全県又は一部の圏域のレベルを引き上げた場合においては、基本的に 14 日間はそのレベルを維持することとし、その時点で基準を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
Level 1	平常時	感染者の発生が落ち着 いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
Level 2	注意報	感染が確認されてお り、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民 に感染リスクが高まっていることを認識して いただき、より慎重な行動を要請
Level 3	警報	感染拡大に警戒が必要 な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイド ラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対す る検査等の対策を強力に推進
Level 4	特別警報	感染が拡大しつつあ り、特に警戒が必要な 状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
Level 5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大して いる状態	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
Level 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済 に甚大な影響を及ぼす おそれがある状態	緊急事態措置の実施を検討

(なお、外出自粛、施設の使用停止(休業)等の要請等については、国から今後示される予定の高齢者の 感染者数や空き病床数を指標とした判断基準も参照して検討する。)

直近1週間の県内の感染状況について

令和2年8月4日 9時時点 危機管理部·健康福祉部

○ 直近 1 週間の新規感染者数 (陽性確定日ベース)

	新規感染者	直近1週間の人口10万人当た	感染経路		
	机烧您未包	りの新規感染者数	不明	調査中	
7/27~8/2	27 人	1. 32	1人	7 人	

○ 過去1週間ごとの感染経路不明の割合

	新規感染者	感染経路不明者	割合
7/13~7/19	5 人	1 人	20. 0%
7/20~7/26	8 人	3 人	37. 5%
7/27~8/2 (調査中 7 除く)	20 人	1 人	5. 0%

〇 入院者/受入可能病床数の割合

	入院者数	受入可能病床数	割合
7/14時点	4 人	300 床	1. 3%
7/21時点	9 人	300 床	3. 0%
7/28時点	17 人	350 床	4. 9%
8/4時点	38 人	350 床	10. 9%

〇 重症者数

7月14日以降において、重症者は無し

(参考)・重症とは、集中治療室 (ICU) での治療を必要とする場合、もしくは、

人工呼吸器を装着する必要がある場合を指す

· 今日現在の重症病床数は 48 床

○ 圏域ごとのレベル数

Level2の圏域数	10 (全圏域 7/29~)
------------	----------------

R2.8.3 16時現在

	圏域	圏域人口 (R2.7.1現在)	件数	10万人あたり 感染者数	感染経路不明 or 調査中数	県No	居住地 (※検査地)	確定日	職業等	年代														
						95	小諸市	7/28	公務員	40														
						103	小諸市	7/29	理容店 従業員	70														
1	佐久	204,929	5	2.44	1	105	小諸市	7/30	自営業 (理容店)	70														
						107	軽井沢町	7/31	会社員	20														
						112	小諸市	8/1	無職	80														
						97	上田市	7/28	無職	80														
	Lm	102.022	4	2.00	2	110	上田市	7/31	会社員	50														
2	上田	192,033	4	2.08	3	111	上田市	7/31	会社員	50														
						115	上田市	8/2	中学生	10														
2	=15. = +	100 160	0	1.04	0	99	諏訪市	7/28	小学生	10														
3	諏訪	192,163	2	1.04	0	113	埼玉県	8/1	会社員	40														
4	l / 22 .77	170 507	0		0	96	南箕輪村	7/28	施設職員	30														
4	上伊那	179,597	2	1.11	0	106	南箕輪村	7/31	自営業	60														
5	南信州	154,365	1	0.65	0	100	飯田市	7/28	会社員	40														
6	木曽	25,432	0	_	_	_	_	_	_															
				0.05).95 0	93	松本市	7/27	公務員	20														
7	* /\ - 	401 014	1			94	安曇野市	7/27	会社員	20														
/	松本	421,314	4	0.95		98	安曇野市	7/28	中学生	10														
						101	松本市	7/28	会社員	20														
8	オヒアルフ [°] ス	56,323	0	_	_	_		_	_															
0		E20 166	2	0.29	2	114	長野市	8/1	_	20														
9	長野	528,100	528,100	J∠ŏ,100	J∠ŏ,10b	320,100	528,166	JZ0,100	J∠8,166	JZ0,100	JZ0,100	JZ8,100	JZ8,166	5∠8,166	5∠8,166	JZ0,100	2	0.38	2	119	長野市	8/2	_	20
						102	中野市	7/29	教職員	20														
		北信 82,203			52 2	104	中野市	7/30	無職	70														
			82,203 7 8.52			108	中野市	7/31	中学生	10														
10	10 北信			8.52		109	中野市	7/31	自営業	50														
						116	中野市	8/2	施設職員	60														
			117	中野市	8/2	無職	60																	
						118	中野市	8/2	無職	10														
	計	2,037,228	27	全県 1.32																				

(参考) 全県25人⇒1.23、51人 ⇒ 2.50

(症例 93 ~ 119)

○ Level 3 引き上げの検討

【基準】 10万人あたりの感染者数 1.2 人を上回る圏域 … 佐久(2.44)、上田(2.08)、北信(8.52)

(原則) 当該圏域をLevel 3 に引き上げ

(例外) 感染経路不明の事例、濃厚接触者不特定多数の事例、クラスターの発生、がいずれもない場合、 当該圏域の引き上げを行わない。

佐久圏域、上田圏域及び北信圏域に「新型コロナウイルス警報」を発令します(案)

令和2年8月4日 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

8月2日、長野県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.2人を超えました。 圏域ごとの感染状況に差があることから、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.2人を超えている圏域(感染拡大のおそれの少ない圏域を除く)の感染警戒レベルをレベル3に引き上げることとします。

基準に該当する**佐久圏域、上田圏域及び北信圏域を本日からレベル3とし、「新型コロナウイルス警報」を発**令します。

レベル3は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。これまでも、「新しい生活様式」の定着に努めてきており、厚生労働省のアドバイザリーボードでも、基本的な感染対策が行われていれば、通常の買い物や公共交通機関、オフィス等で感染が拡大する状況ではないとの考え方が示されています。過度に活動自粛を求めるのではなく、県としての感染症対策を強化することにより対応してまいります。

2 佐久、上田及び北信圏域における県の対策の強化

佐久、上田及び北信圏域における感染のさらなる拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。住民、事業者の皆様は、対策の実施にご協力いただくようお願いします。

- ① クラスター対策チームにより、更なる感染拡大を防ぎます
- ② 積極的な検査を実施します
- ③ 地方部にガイドライン周知・推進チームを設置し、事業者にガイドラインの遵守を強力に働きかけます。
- ④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

① クラスター対策チームにより、更なる感染拡大を防ぎます

感染が発生した施設等へ速やかに医師をリーダーとするクラスター対策チーム (CCT-Nagano) を必要に応じて派遣し、感染の封じ込めを図ります。

② 積極的な検査を実施します

疫学調査に基づき、有症状者に加え、相対的にリスクが高いと考えられる医療従事者、介護従事者等に対して幅広く検査を実施します。

③ 地方部にガイドライン周知・推進チームを設置し、事業者にガイドラインの遵守を強力に 働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部に、ガイドライン推進チームを設置し、個々の 事業者、店舗にガイドラインの周知や支援策の紹介等が行える体制を整備します。

④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」(自分を守る)、「うつさない」(周囲を守る)、「ひろげない」(地域を守る) ための行動について、住民の皆様に情報がいきわたるように、市町村と連携して発信を強化 します。

3 長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様等へのお願い

長野県にお住いの方、訪問される方、事業者の皆様等は、現在発令されている「新型コロナウイルス注意報」に加えて、次の点について、ご協力をお願いします。(下線を付した部分が、今回新たにお願いする事項です。)

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください ・また、県外からの帰省についてはご家族と相談して慎重に検討してください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - 「新型コロナウイルス対策推進宣言」を行うよう努めてください
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください
- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください <u>県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願い</u> <u>します。</u>

また、直近1週間の人口 10 万人当たり新規感染者数が 2.5 人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

夏季における県外からの帰省は、ご家族と相談して、慎重に検討してください。帰省をされる場合は、帰省前から3密空間を避けるとともに、帰省後は飲食店や知人宅での会食を控え、ご高齢の方との接触を最小限にするなど慎重な行動をとってください。また、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒) を徹底するとともに、クラスター(集団感染)発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎 日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底 してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご留意ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けがつきません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひつ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

(1) 不特定多数の方が利用する事業者の皆様にあっては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いします。

また、「新型コロナウイルス対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示して お客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてくださ い。

(2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染 を拡大させることがないよう、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないよう配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を 一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

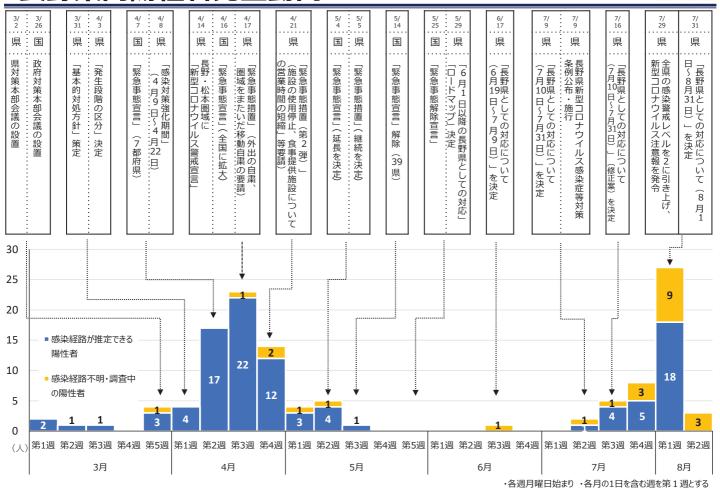
長野県内陽性者発生動向

参考資料

12時現在

8月4日

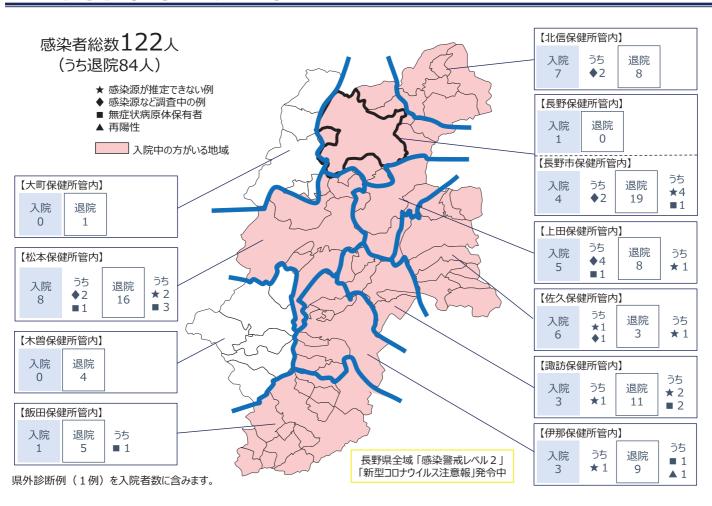




長野県内陽性者発生状況

8月4日 12時現在







8月4日12時現在



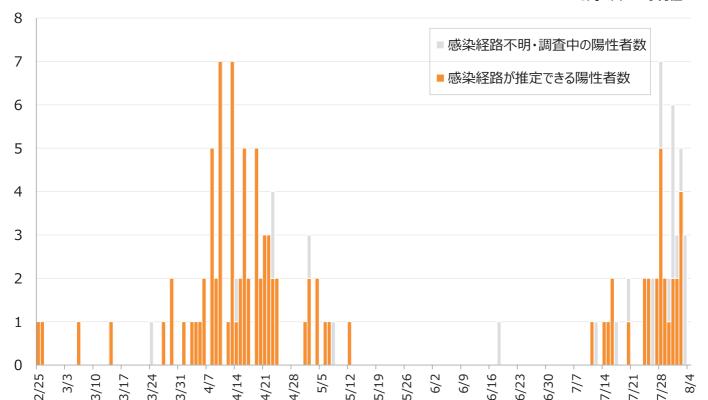
- ・検査実施人数については、8月2日現在の暫定値です。
- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とは人工呼吸管理が必要な方またはICUで治療している方としています。
- ・入院者数には、県外診断例(1名)を含みます。
- ・空港検疫での陽性例(3名)、クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。

陽性者数の推移(日別)



陽性者累計 122人

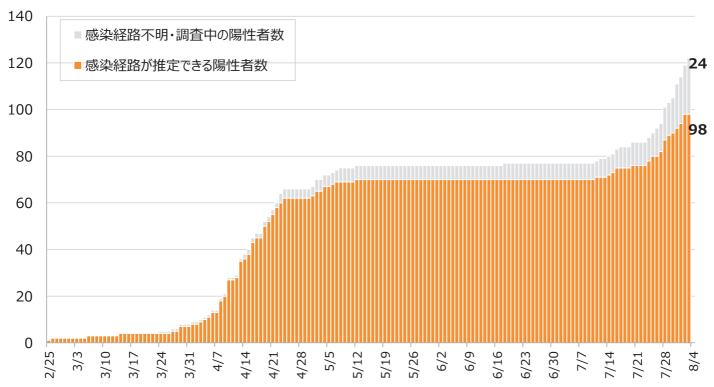
8月4日12時現在





陽性者累計 122人

8月4日12時現在



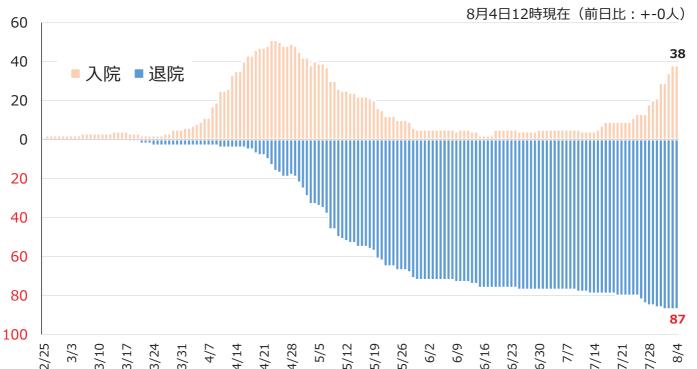
入退院者の状況(累計)

※空港検疫所における陽性例(3例)、県外診断例(1例)を含みます。



入院中 38人

(うち空港検疫における陽性例:0人)



検査実施数 (日別)

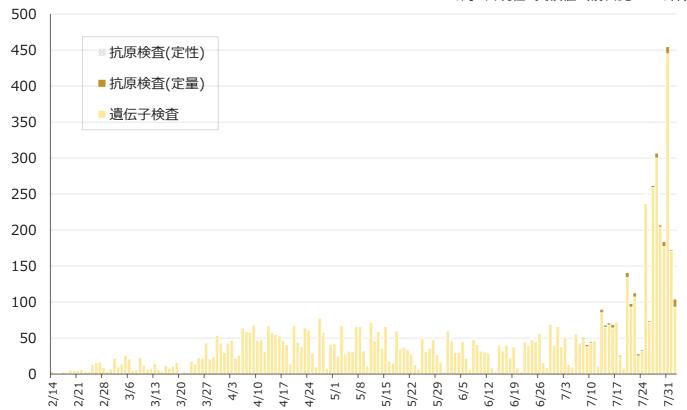


※陰性確認のための検査を除きます

※検査件数は暫定値であり、後日遡って修正する場合がございます。

123人 累計 7,992人

8月2日現在 実績値(前日比:-78件)



新型コロナウイルス感染症に関する相談状況(日別)



※金~日曜日分の相談件数については、毎週月曜日 に集計しています。 473件 累計74,703件

8月2日現在 実績値(前日比:-8件)

1,800 1,600 1,400 1,000 800 600 400 200 0 1,000